

令和 8 年 第 4 回

高松市議会定例会議案（Ⅱ）

令和 8 年 6 月 1 2 日 提出

目

次

議案第 80 号	高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	1
議案第 81 号	工事請負契約の締結について	3

議案第 80 号

高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年高松市条例第 39 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年高松市条例第 39 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（葬祭補償）</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は<u>応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>3.3 万円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</u></p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは<u>応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対し、<u>3.1 万 5,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高松市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定（同条に規定する定額部分の額を変更する部分に限る。）は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。  
(経過措置)
- 2 新条例第18条の規定（同条に規定する定額部分の額を変更する部分に限る。）は、適用日以後に支給すべき事由の生じた高松市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の高松市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正等に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第 8 1 号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提出

高松市長 大 西 秀 人

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 旧高松市総合福祉会館解体工事   |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 | 契約金額   | 金 5 9 4 , 7 7 0 , 0 0 0 円  |
| 4 | 契約の相手方 | 東洋建設株式会社<br>代表取締役 中 村 龍 由<br>上記代理人<br>高松市昭和町一丁目 3 番 5 号<br>東洋建設株式会社四国支店<br>執行役員支店長 長 岡 晃 |

(提案理由)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法 (抜粋)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 4 号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号～第 15 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。